

広島県中山間地域振興協議会設置要綱

(設置)

第1条 広島県中山間地域振興条例（平成25年広島県条例第44号）の規定に基づき、県と市町が密接な連携のもと、豊かで持続可能な中山間地域の実現に資する取組等について協議するため、「広島県中山間地域振興協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 中山間地域の現状及び課題に関すること
- (2) 中山間地域の振興に関する総合的な計画及び施策に関すること
- (3) その他中山間地域振興のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の円滑な運営に資するため、協議会に別表2に掲げる職にある者をもって構成する推進会議を置く。

(会議)

第4条 協議会及び推進会議は、必要に応じて、県が招集する。

- 2 市町は、県に対し、理由を付した上で、協議会又は推進会議の招集を求めることができる。この場合、県は、原則としてこれに応じるものとする。
- 3 協議会及び推進会議は、協議内容に応じて必要がある場合は、構成員以外の者を出席させることができる。
- 4 協議会及び推進会議は、協議内容に応じて、関係ある構成員のみで開催することができる。この場合、県は、他の構成員に対し、当該協議内容等について通知するものとする。
- 5 協議会及び推進会議には、代理人が出席することができる。

(事務局)

第5条 協議会に関する事務は、広島県地域政策局過疎地域振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び推進会議の運営について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 15 日から施行する。

(別表 1)

区 分		職
構 成 員	県	知事
	市 町	広島市長，呉市長，竹原市長，三原市長，尾道市長，福山市長，府中市長，三次市長，庄原市長，大竹市長，東広島市長，廿日市市長，安芸高田市長，江田島市長，安芸太田町長，北広島町長，大崎上島町長，世羅町長，神石高原町長

(別表 2)

区 分		職
構 成 員	県	地域政策局過疎地域振興課長
	市 町	広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町及び神石高原町の中山間地域振興所管課長